# 情報提供から賃貸借契約までの流れ

#### ① 対象物件の所有者から大阪市へ情報提供

・対象物件の所有者(委任を受けた方も含む)から、大阪市へ物件(土地、建物)の情報をお寄せいただきます。

#### 【情報提供方法】

次の書類等をお持ちのうえ、大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課環境整備グループ (06-6208-8041・8109) までお電話のうえ、ご来庁ください。

- ・必要事項を記載した「保育施設整備のための物件情報提供書」(様式1)
- ・所有者以外の方がご来庁される場合は「委任状」(様式2)及び物件所有 者の印鑑証明書
- ・物件の概況の分かるデータ (地図や写真など)
- ・情報提供する正当な権利を有することを証する書類(登記簿謄本等)

また、これらの書類等は後日電子メールにてデータをご提供ください。

メールアドレス: fb0010@city.osaka.lg.jp



#### ② お寄せいただいた情報を大阪市ホームページ上に掲載

・お寄せいただいた情報のうち、所在地(町名まで)、面積等について、大阪市ホームページに掲載します。



# ③ 保育事業者(以下、事業者)から情報提供依頼の受付

・大阪市ホームページを見た事業者から、大阪市への詳細情報の提供依頼 (物件情報提供依頼書(様式3)の提出)を受け付けます。



# ④ 事業者へ情報提供依頼のあった物件の情報を提供

・情報提供依頼を受理した後、大阪市から申込みをした事業者へ、詳細情報(所有者、所有者の連絡先、その他大阪市へお寄せいただいた情報の全て)を伝えます。

### ⑤ 対象物件の所有者と事業者において直接交渉

・情報をお寄せいただいた皆さまへ、物件情報を得た事業者から直接問い合わせがあります。なお、お寄せいただいても、事業者からの問い合わせがない場合もあります。



#### ⑥ 予約契約

・直接交渉をしていただいた結果、お寄せいただいた物件を活用して、事業者が公募 に応じる場合、あらかじめ予約契約を締結していただきます。なお、事業者がお寄せ いただいた物件を活用しない場合もあります。



# ⑦ 事業者による、保育所等整備に応募

・予約契約後、事業者が交渉成立報告書(様式4)を大阪市に提出の上、大阪市保育施設整備の公募に応募します。



# ⑧ 大阪市において、保育施設整備の事業者を選定

- ・公募に応じた事業者の中から、大阪市が整備をお願いする事業者を選定します。
- ・選定の結果は、大阪市ホームページにて公表します。
- ※なお、応募に競合がない場合であっても、選定されないこともあります。



# ⑨ 本契約の締結

・お寄せいただいた物件を活用して公募に応募をした事業者が、⑧により選定された場合、本契約を締結していただきます。